別記様式第５の５（第11条の４関係）

指　定　書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法第27条の３の規定に基づき、指定します。

記

１．指定法人の名称

２．主たる事務所の所在地

３．認定区域計画に定められている特定事業（課税の特例措置活用事業）の内容

４．指定の有効期間

（１）この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。

（２）国家戦略特別区域法施行規則第11条の３各号に掲げる要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の５（第11条の４関係）

指　定　書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣　印

年　月　日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法第27条の３の規定に基づき、指定します。

記

１．実施する特定事業が国家戦略特別区域法施行規則第11条の２各号に掲げる要件に該当すること。
（１）資本金額　　万円
（２）法人が常時雇用する全従業員数　　人
（３）設立年月日　　年　月　日
（４）特定事業の内容
（５）適用を受ける規制の特例措置及び当該特定事業における重要性
（６）当該事業が有する革新性

２．国家戦略特別区域法施行規則第11条の３各号に掲げる要件に該当すること。
（１）国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること
（２）国家戦略特別区域の指定の日以後に設立されたもので、設立の日以後の期間が五年未満のものであること。
（３）専ら認定区域計画に定められている、同規則第11条の２に規定する特定事業を実施するものであること。
（４）国家戦略特別区域の区域外にある事業所において、同規則第11条の３第４号に掲げる、特定事業の内容に照らして必要かつ補助的な業務のみを行うものであること。
（５）国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、法人が常時雇用する全従業員数の10分の２に相当する数以下であること。
（６）特定事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
（７）特定事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
（８）特定事業に係る経理が、指定の以前に当該法人が営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

（１）この指定書は、　年　月　日まで有効です。
（２）この指定が行われたことについては、国家戦略特区制度に関するホームページにおいて公表します。
（３）国家戦略特別区域法施行規則第11条の３各号に掲げる要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。